

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">愛媛県議会委員会条例</p> <p style="text-align: right;">昭和29年 6月30日 条例第24号</p> <p>(常任委員会の所管)</p> <p>第2条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 警察経済委員会</p> <p>ア 経済労働部の所掌に属する事項</p> <p>イ 公営企業の管理者の所掌に属する事項</p> <p>ウ <u>労働委員会</u>の所掌に属する事項</p> <p>エ 公安委員会の所掌に属する事項</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>(出席要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、<u>労働委員会</u>の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県議会委員会条例</p> <p style="text-align: right;">昭和29年 6月30日 条例第24号</p> <p>(常任委員会の所管)</p> <p>第2条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 警察経済委員会</p> <p>ア 経済労働部の所掌に属する事項</p> <p>イ 公営企業の管理者の所掌に属する事項</p> <p>ウ <u>地方労働委員会</u>の所掌に属する事項</p> <p>エ 公安委員会の所掌に属する事項</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>(出席要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、<u>地方労働委員会</u>の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>